

1 基準策定の趣旨

本運営基準は、災害対策基本法第60条第2項の規定に基づき区が設置する避難所の運営について、基本的な事項を定めるものであり、区、区民及び防災関係機関は、本運営基準に従い、避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保する。

なお、本運営基準の内容については、東日本大震災の被災地における事例を踏まえるとともに、岩手県釜石市で避難所運営に従事した本区派遣職員の経験や、荒川区職員ビジネスカレッジ本科生による研究成果を反映させている。